

特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（追加）（案）に
関する意見・情報の募集について

環境省と同時配布

平成17年10月26日
農林水産省消費・安全局

この度、特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（追加）（案）について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1 意見・情報の提出方法

（１）インターネットによる提出（クリックして下さい。）

（２）郵便：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

（３）ファクシミリ：03-3501-3774

2 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは、公表する場合もありますので御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。）。

なお、電話での意見・情報はお受けできませんので御了承願います。

3 意見・情報の提出の締切日

平成17年11月24日（郵便の場合は必着）

4 特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（追加）（案）の概要別紙のとおり。

5 その他

なお、この意見募集は、環境省においても実施されております。いただいたご意見は、両省で考慮されますので、同じご意見を両方に提出いただく必要はありません。

特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（追加）（案）

法第1条第2項の規定に基づく農薬に該当しないもの

- 情報提供のあった資材のうち農薬に該当しないもの

薬剤でないもの

資材名	対象病虫害	対象農作物等	使用目的・作用の仕組み	備考（判断の根拠等）
液状活性炭	水田雑草	イネ	灌水状態の水田に散布して水田の地表部に達する光を遮断し、雑草の発芽及び生育を抑える	光の遮断による雑草の抑制は物理的效果によるものである

客観的な効果がなく、病虫害の防除等に用いる意味がないもの

資材名	対象農作物等	対象農作物等	使用目的・作用の仕組み	備考（判断の根拠等）
緑茶	うどんこ病等	野菜、茶等	カテキンやカフェイン等による病気の防除	薬効試験の結果、実用的な効果が得られなかった
焼酎	うどんこ病等	野菜等	エチルアルコールによる殺菌効果	薬効試験の結果、実用的な効果が得られなかった
牛乳	アブラムシ等	野菜等	牛乳が乾燥して凝固する際、害虫の気門を塞ぐ等して殺虫	薬効試験の結果、実用的な効果が得られなかった
コーヒー	アブラムシ、ハダニ等	野菜等	カフェイン等による忌避効果	薬効試験の結果、実用的な効果が得られなかった
砂糖・三温糖	アザミウマ類、べと病等	野菜等	殺虫剤の忌避効果を緩和し、殺虫剤付きの部分を害虫が良く食す 銅による薬害の軽減	単独では効果がなく、農薬との併用が必要。食品である。
さーたーゆ（さとうきびの糖蜜等の濃縮エキス）	アザミウマ、アブラムシ類、ダニ	野菜等	殺虫剤の忌避効果を緩和し、殺虫剤付きの部分を害虫が良く食す	単独では効果がなく、農薬との併用が必要。食品である。
ブドウ糖（食用使用の顆粒）	微小害虫	花卉類	殺虫剤の忌避効果を緩和し、殺虫剤付きの部分を害虫が良く食す	単独では効果がなく、農薬との併用が必要。食品である。

特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（追加）（案） に関する意見・情報の募集結果について

特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（追加）（案）について、平成17年10月26日から11月24日までの間、農林水産省ホームページに掲載すること等を通じて、広く国民から意見・情報を募集するパブリック・コメント手続を実施しました。

その結果、募集期間において、当該（案）に対するご意見・情報は、寄せられませんでした。